会議結果報告書

会議名称	第12回札幌市子どもの権利条例制定検討委員会
日時・会場	平成18年1月21日(土)16:00~19:00 STV北2条ビル7階5号会議室
出席委員	18名出席(7名欠席)
次回開催	・平成18年3月4日(土)14:00 場所 WEST19 研修室ABC

+¥ 0=	* - - - - - - - - - -
議題	意見等
1.報告事項	・中間答申手交式の報告(委員長) ・札幌市議会「少子化対策・青少年育成調査特別委員会」の開催について(事務局)
	・中間答申に対する市民からの意見(2件)について(事務局)
L 2 . 議事	平向日中に対する中にからの志元(2日)について(事物向)
(1)条例に盛り込む内容、項	(委員長提案)
目と条例素案の全体	・各委員から提出された「条例に盛り込む内容、項目」総数371項目を,重複するも
構成について	のを整理して146項目に整理した。(資料)
	・2月9日の第1回ワーキンググループで議論する際のたたき台として、委員長私案を
	作成する。その前段階として条例の骨格構造、ボリュームを議論したい。
	・川崎市は、しっかりした構成であるが、ボリュームが多すぎると思う。子どもがメ
	ッセージとして受け取りやすい量にしたい。条文数が少なくても、1条の中に何項 もあれば条文が少なくてもボリュームは増えてしまう。提案として、条文数は20~
	もめれは宗文が少なくてもがりュームは増えてしまり。佐宗として、宗文数は20~ 30条程度。全体のボリュームについては、A4版2~3枚に収めたいと考えている。
	- ・表現については、出来る限り噛み砕いて、小学校の高学年から中学生の子どもが、
	わかりやすいものにしたい。
	(意見交換)
	表現の仕方と全体ボリュームについて
	・わかり易さでいうと、世田谷区がわかり易いと思う。できるだけ平易に書くことに
	ついては、賛成であるが、ボリュームについては、ある程度必要ではないか。ここ では、大項目レベルについて決めるということでよいのではないか。確かに川崎市
	の条例は40条以上あり、量的に多いと思うが、20条では収まらないのではないか。
	・ボリュームについては、最初から枠に押し込める必要はないと思う。目安として「~
	条程度」としておくべきではないか。
	資料の内容について
	資料 の項目を、最終答申の章立て案(子どもの成長・発達する権利を軸とした6
	章構成の仮案)にあわせて整理しなおしたものが資料 。 ・資料 を見ながら検討していきたい。
	・資料 について、2点意見がある。 この資料に国連の勧告との対応を付けて置い
	た方が良い。「条例に盛り込む内容、項目」について提案していない委員もいる
	が、全委員がそれぞれ自分の見解を出すべき。
	(1番目の指摘について)国連の勧告と札幌市の現況を改めてつき合わせる作業
	は特に必要ないと思う。
	(2番目の指摘について)この検討委員会の中で発言していただけば良い。
	・子どもへのメッセージとして「子どもの権利」が重要であるから、第1章~第3章は、
	特に平易な表現にすると艮いと思う。 ・例えば、オンブズパーソンについては、別条例とすることも考えているのか。
	・例えば、オフノスパーソンについては、別宗例とすることも考えているのか。 ・オンブズパーソンに関する点は議論が必要。オンブズパーソンの具体的な内容を盛
	り込むことも考えられるが、別条例で良いのではないか。この検討委員会では、そ
	こまで具体的な内容について踏み込めないと思う。
	・第2章、第3章のどこを目玉として考えるのか。その際、9つの課題として挙げた表
	現を使った方が良いと思う。
	・第2章は、子どもの権利を知るという意味で重要な部分だ。わかりやすい条例とす
	るために、子ども用と大人用の条例をつくることはできないのか。
	・大人用、子ども用を分けてつくるのではなく、条例を子どもにもわかりやすい様に

工夫をするということで良いのではないか。 条例に盛り込む内容として「子どもの権利の日」、「子どもの権利月間」が提案され ているが、行事の実施する立場で考えると、「日」と「月間」をセットにする方が 活動しやすいと思う。 全体の章構成について議論を進めてほしい。 ・委員長私案を作る際の参考にしたいので、資料 について気付いた点を伺いたい。 ・「 広報 」を権利学習とからめて書くのが良いのではないか。 ・仮に条例に「何度でもチャレンジできる権利」と書いて、これを額面どおりに受け 取った子どもを、社会が受け入れてくれるのかどうか疑問である。現実と理想のギ ャップをどうするのか。 ・「書いてあっても、嘘じゃないか」と子どもが感じれば、何のための条例なのか、 ということになる。 ・教育現場で感じることだが、子どもは、一度は信じるが、それが裏切られたとき、 子どもは二度とそれを信じなくなってしまう。 この条例に盛り込むべきものは、制度的なものもあるが、子どもに対するメッセー ジとして、今の現状をどうすれば自分たちで変えることができるか考えて前向きに 行動に移すことが大切である、といったものを盛り込むべきだと思う。 ・タイトルの付け方の問題。子どもに誤解されない表現にする必要がある。 ・質問だが、「何度でもチャレンジできる権利」とは、「失敗しても許される」という ことが主眼なのか、「何度でもチャレンジできる」ことが主眼なのか。 ・今の若者の中には、仕事の選択においても、「自分に合っていなければ、すぐに取 り替えても良い」という考え方をする者もいる。これと何度でもチャレンジできる ことと混同されてはいけない。 ・子どもが自分に自信を持てない、という現実をどう解決するかが課題になる。 ・学べない子ども、学びづらい環境の中で学んでいる子どもがいる。「学ぶ権利」を 強調しても良いのではないか。例えば、性感染症の問題についても、自分の健康を 守るという観点から「学ぶ権利」が必要となるのではないか。 ・ずばり「学ぶ権利」と表現した方が良いかもしれない。 ・「マイノリティの権利保障」についても整理して取り上げるのが良いと思う。 ・「参加する権利」については、参加したくても参加できない子どもに対して、どう 参加権を保障するか、という配慮が必要だと思う。 ・「意見表明」といったとき、「子どもが何か立派なことを言うこと」、また逆に「子 どもが自分勝手なことを言うこと」だと理解している大人がいるように思う。そう ではないことを、伝える必要がある。 ・「子どもの虐待はけしからん、罰するべきだ」という意見もある。確かにそうでは あるが、本検討委員会では、子育てに悩む大人を支えるための条例づくり、という 視点を忘れないようにしたい。 ・仮主語についてだが、単に「市は」ということではなく、広く網をかけるような表 現にしてほしい。 ・条例の構成についてだが、資料 のように「権利」と「権利保障」を別の章として 構成するのが良いのか、権利と権利保障をセットにして、例えば、「子どもは、何々 の権利がある。市は、何々の権利を保障する。」というような書き方が良いのか。 ・資料 の課題1~9の表題の表現を生かして、委員長私案を作成してほしい。 中間答申の子ども用概要版の配布について ・全児童生徒に配布する必要があるのではないか。 各小中学校に、学級の数以上となる枚数を配布し、児童・生徒に中間答申を 周知する予定。 配布枚数以上の部数が必要となる場合は、各校で必要に応じて増刷(白黒印刷) し、活用してもらいたい。 第1回起草ワーキングについて。

3. その他

・起草ワーキングでは、検討委員会で議論する最終答申案のたたき台を作る作業を行うことになる。プライベートな資料を用いた議論も想定されること、臨機応変に作業を進める必要があること等の理由から、非公開で行なうとの意見もあったが、議論を公開することの意義を重視し、公開にてスタートすることとした。

4 . 連絡事項

- ・第1回起草ワーキングは、2月9日(木)19:00~子ども未来局 大会議室
- ・「みんなで考えよう!さっぽろ市子どもの権利条例フォーラム」 2月26日(日)13:30~ かでる2.7 (開場13:00)
- ・次回検討委員会は、3月4日(土)14:00~17:00(予定)